目　　次

議案番号	議案名	所管課	頁
第６３号	熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	選挙管理委員会事務局	1
第６４号	熊谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	職員課	2
第６５号	熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	選挙管理委員会事務局	4

議案第６３号

熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成１７年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第９条中「５４１円３１銭」を「５８６円８８銭」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の第９条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和７年６月１０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「公職選挙法施行令」の一部改正に伴い、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額の改定を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第６４号

熊谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１７年条例第４５号）の一部を次のように改正する。

別表第１の９の項中「１０，８００円」を「１２，２００円」に改め、同表の１０の項中「８，９００円」を「１０，１００円」に改め、同表の１１の項中「１２，８００円」を「１４，５００円」に改め、同表の１２の項中「１１，３００円」を「１２，８００円」に改め、同表の１３の項中「１０，８００円」を「１２，２００円」に改め、同表の１４の項中「１０，９００円」を「１２，４００円」に改め、同表の１５の項中「９，６００円」を「１０，９００円」に改め、同表の１６の項中「８，９００円」を「１０，１００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第１の規定は、令和７年６月４日以後にその期日を公示され、又は告示される選挙に係る報酬について適用し、同月４日前にその期日を公示され、又は告示された選挙に係る報酬については、なお従前の例による。

令和７年６月１０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の一部改正に

伴い、選挙長等の報酬の額を改定したいので、この案を提出するものであります。

議案第６５号

熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例(平成１９年条例第２３号)の一部を次のように改正する。

第４条及び第５条中「７円７３銭」を「８円３８銭」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和７年６月１０日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「公職選挙法施行令」の一部改正に伴い、市議会議員及び市長の選挙におけるビラの作成に係る公費負担の限度額の改定を行いたいので、この案を提出するものであります。